

長洲町交際費（議会は除く）の支出及び公開に関する基準

（平成14年 3月25日）

1. 基準策定の趣旨

長洲町交際費の支出及び公開に関する基準を定めることにより、町民や交際の相手方の理解を得て、交際事務の円滑な推進を図ることを目的とする。

2. 交際費の支出基準については、次の各号のとおりとする。

- (1) 生 花 慶弔又は大会等に際し、標準的な市価により対応する。
- (2) 香 料 葬儀、法要等に際し1万円以内、特に必要と認められる場合には2万円以内。
- (3) 供 物 代 墓参り、供養等に際し1万円又は1万円以内の品。
- (4) 見 舞 金 町政関係者の病気見舞い、事故見舞い又は災害見舞いに際し1万円以内。
- (5) 会 費 円滑な町政運営に資する会議、会合、研修会等への参加費等に係る支出。
- (6) 祝金・御樽 慶事又は各種総会並びに大会等に際し1万円以内、慣習等により特に必要と認められる場合には2万円以内。
- (7) 懇談経費 町政関係者との意見交換、情報収集のため町長が必要と認める懇談等に際し、原則として、1万円以内。
- (8) 負 担 金 義務的負担に際し、当該負担額。
- (9) 手 土 産 町政の運営等に資する土産、記念品等に係る経費で、1件につき1万円以内。
- (10) 雑 費 上記の区分に掲げるもの以外に係る経費で、社会通念上妥当と認められる範囲内の額。

3. 長洲町交際費の公開基準

- (1) 長洲町交際費は、原則として全面開示するものとする。ただし、交際相手のプライバシーに特段の配慮が必要と認められる場合には、支出先等を開示しない場合もある。
- (2) 長洲町交際費の公表は、交際費執行状況表（様式1）に基づき、総務課秘書室において、縦覧に供することにより行うものとする。
- (3) その他の文書については、長洲町情報公開条例（平成12年条例第19号）の規定により、他の公文書と同様の基準で開示する。

4. 長洲町交際費の運用

- (1) この支出基準は、一般的な支出金額を示したものであり、慣習その他の特別な理由により、この基準によりがたい場合にあっては、社会通念上妥当な範囲内で、項目又は支出額を調整できるものとする。
- (2) 支出基準については、社会通念と社会経済状況の変化等に留意し、常に適切な支出が行えるよう、適宜見直しを行うものとする。
- (3) この支出基準は、平成14年4月1日以降の支出分から適用する。

長洲町交際費の執行基準及び細則

1. お 供 え 町政との関係が密接な外部の者及びその親族（配偶者又は1親等親族）に対する生花、香料、供物代等に係る支出。

（金額は表示額以内）

対 象 者	香 料	生 花
職員	10,000円	
職員の配偶者・父母（同居の親族含む）	5,000円	×
元職員	5,000円	×
町議会議員	10,000円	
町議会議員の配偶者・父母（同居の親族含む）	5,000円	×
元町議会議員	5,000円	×
県議会議員	10,000円	
県議会議員の配偶者・父母（同居の親族含む）	5,000円	×
元県議会議員	5,000円	×
公職者	10,000円	その都度定める
公職者の配偶者・父母（同居の親族含む）	5,000円	×
近隣市・町長	他市町にあわせる	
近隣市・町長の配偶者・父母（同居の親族含む）	他市町にあわせる	その都度定める
その他	その都度定める	

2. お 見 舞 町政関係者の病気、事故、災害等に対する見舞金に係る支出
対象者は、お供えと同等の範囲とし、支出金額は1万円以内とする。
3. 会費、負担金 会議・会合・研修会等への参加に係る支出
会費・負担金は主催者によって決められるものであり、その金額を一律的に基準化することが難しいが、会費、負担金に金額の明示があるものについては、その額とする。
4. 御祝・御樽 慶事又は各種会議並びに大会等に係る支出
御祝については、原則として、1件につき5千円以内とし、記念大会若しくは規模の大きな大会の場合には、1件につき1万円以内とする。ただし、特に必要と認められる場合には2万円以内とする。
御樽については、懇親会等へ出席又は代理出席の場合には1人1万円以内とする。また、担当課長等の職員の同席は必要最小限とし、交際費から支出する場合、原則として、1人5千円以内とする。ただし、町職員間の懇親会や慰労会等への支出はできないものとする。
御樽（ビール等）の支出金額は、1件につき1万円以内とする。
5. 懇談経費 町政の運営等に資する会食等に係る支出
会食費については、原則として、1人につき1万円以内とする。
6. 手 土 産 町政の運営等に資する土産・記念品等に係る支出
土産・記念品等が必要と認められる場合には、1件又は1品につき1万円以内とする。
7. 雑 費 激励金、協賛金、餞別、物品の購入等に際し、当該必要な額
激励金については、全国大会等に出場する個人・団体等の激励等の経費で雑費より支出するが、個人の場合は1人につき1万円以内、団体等の場合は3万円以内とする。
協賛金については、各種団体の活動、趣旨、賛同の経費で雑費より支出するが、支出金額は、1件につき2万円以内とする。
餞別については、町の事務事業と密接な関係がある者が、離任又は転居した場合、雑費より支出するが、支出金額は1万円以内とする。
その他、特に必要と認められる場合には、概ね、3万円を限度として支出できるものとする。